



梅ヶ枝中央法律事務所 **わだち 第50号** 2025年 新年号

▶巻頭言	大森	剛	2
▶きずな基金	山田	庸男	3
▶入所のご挨拶	森	浩史	4
虎に翼ー森さんのことー	林	醇	5
▶近況報告			
京都事務所だより、一京の冬の風物詩~	中世記	5裕之	6
OWEN活動記 ~大阪府女性経営者有識者交流研究会について~	松嶋	依子	6
司法修習生	森田	啓正	7
▶ 特集:「ヘルスケアと法」			
① メンタルヘルスケア等の労働者に対して行うべき安全衛生対策	日下部	『太一	8
② 健康増進法と「分煙」	深谷	祐	9
③ 食品表示と表示規制	戀田	剛	10
④ PHRサービス等の利活用について	久井	大輝	12
▶ 税理士に聴く	座間	昭男	13
▶ 改正法コーナー(プロ責法から情プラ法へ)	才木	晴幹	14
▶ 独禁コーナー	越知	覚子	16
▶ 知財コーナー	犬飼	一博	18
▶ 超高齢化社会と法律	西村	勇作	20
▶判例紹介	柴田	大樹	22
▶健康一口メモ	小杉	圭右	24

あけましておめでとうございます。

代表社員弁護士

2

大森

の被爆国として何もできないことが憤り を覚えています ま新年を迎えることになりました。 を巻き込んでの一触即発の緊迫した状態 スへの執拗な攻撃が飛び火して、 息の兆しがなく、 ウクライナ侵攻が長期戦となりいまだ終 2025年が明けましたが、昨年は、 中東情勢が極めて不安定なま さらにイスラエルのハマ イラン 唯

返しされており、 く議席を減らし、自公でも過半数を割れましたが、その結果、自民党は大き 間で衆議院が解散され、総選挙が行わ任後わずか9日間という歴史的な短期 金の問題を国民の納得のいく対応ができ は容易ではなさそうです。 いたことが首相就任早々次々と手のひら 茂氏が当選し、 補者の中から党内では非主流派の石破 ず突然辞職し、 えいでいた岸田首相が、自民党の政治と 易ではなさそうです。また首相就自民党の派閥政治の岩盤を崩すの も多方面から批判が噴出していま 国内の政界も激動の時期とな もともと支持率の低下であ 総裁選で抱負として述べて 総理大臣に就任しまし 総裁選では9名もの候 石破政権に対しては

> 安定な状態が続くと思われます 期総選挙に踏み切ったのが裏目に出た形 を願うばかりです となりました。 不信を見誤り、政局のみを見据えて早り込む結果となりました。国民の政治 しでも国民のための政治が行われること 今後我が国の政治は不 が、少

達成し、 未到の50-で大谷翔平選手が1シーズンでホースポーツでは、アメリカメジャーリ 日米双方で大谷フィー 盗塁59個という成績で、 (フィフティフィフティ)を バーとなっ 前人

ンピックが開催されました。 また昨年はパリでオリンピックとパラリ

手が男子シングルスで金メダルを取るなど リンピックにおいてもテニスの小田凱人選 に注目したのはパラリンピックです。パラ 見事金メダルを取りました。今回、 ピックから競技とされているやり投げで た。そして北口榛花選手が古代オリン やブレイクダンスでも金メダルを取りまし なって競技に追加されたスケー 日本のお家芸ともいうべき体操、 柔道についてはもちろん、 最近に レス

> 協会の顧問を務めていますが、そのボッ チャでも銅メダル2つのほか、8位以内入 と普及を図る一般社団法人日本ボッチャ 案された球技である「ボッチャ」の進行 重度機能障がい者のためにヨーロッパで考 重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢 日本勢も活躍しました。 賞が5つと好成績を残しました。 嬉しい 政治や経済などで暗いニュースばか 当事務所は、

で、 能性を感じ、深い感動を覚えます ができるということに、 た結果ここまでの技術を身につけること 障がいがあってもそれに負けずに鍛錬し づけられます。 なかで、このようにスポーツの世界で日本 人が活躍しているのを見ると本当に勇気 日本人がすっかり自信を失っている 特にパラリンピックでは、 人間の無限の可

立派な精神を持った人々はたくさんいるくわかるように、障がいを持っていても のだから、 な言葉です。パラリンピックを見てもよ れたのですが、よく考えてみるとおかし 頃は、「健全な精神は健全な肉体に宿る る」とよく言われます。私が子どもの 「健全な肉体には健全な精神が宿 よく運動しなさい」と教えら

> この言葉は放送禁止用語になっているよ の言葉は、健康でない人に対する差別と 健全な人達はたくさんいるからです。 でしょうし、逆に身体は健康でも、 も取られかねない言葉だと思われ、実際

らすると、 抱くことを戒め、謙虚に生きるべきこと が自分勝手に欲ばかりを追い求めている です。これは古代ローマの詩人デキムス を伝えたかったのだと思います ことを嘆き、この言葉により、 ナリスは弁護士だったそうで、多くの人 ておけ」という意味とのことです。 に登場する一節らしいのですが、文脈か ユニウス・ユウェナリスの著作『風刺詩集』 心身ともに健康であることぐらいに留め しかし、 実はこれは全くの誤訳だそう 「神に祈るべきことはせいぜい 大欲を ユウェ

らいたいと強く思います。 て、ぜひとも国民のための政治をしても 我が国の政治家の方々にも、 先ほど述べたこととも関連しますが、 大欲を捨て

たいと願っています。 ることなく緊張感のある事務所であり 当事務所も謙虚さを忘れず、

の社会をめざして

者会での会話を聞いていると、困窮状して山田きずなビルで開催される保護います。しかし、他方で、毎月例会と追い続け、みんな目がキラキラ輝いて て奮闘するなかで、で に最近は身体的・精神的不調を訴え労の生活を支えている様子が窺われ、特態の中で必死に子育てをしながら日々 会をとか、「奪い合い」より「助け合のですが、「競争」より「共生」の社私は、自分の出自にも深くかかわる した。現場でのひとり親の奮闘ぶりを病するケースも耳にするようになりま 働もままならないひとり親も目立つよ た。現在も、毎年80名を超える支援をちへの支援を始めて13年目を迎えまし 日本はどうなるのか愚痴らずにはいら 困ぶりが実感されます。一体これから 聞かされると、改めて日本の政治の貧 心や競争心が旺盛で、それぞれの夢を していますが、 」をと考えて、 不安定な非正規労働者とし 中高生はいずれも向学 ひとり親の子どもた 職場等で疲弊し罹

的に恵まれない環境で育ちましたが、

の正しさが裏付けられています。 るように、日常的に体感していること さに私たちが、薄れた人情を嘆いてい とが統計上も示されているのです。 「人助け」精神も脆弱になっているこ

私は、ひとり親の家庭に生まれ経済

地域、学校では「人助け」精神に溢れ

ました。人助け指数という言葉自体「世界人助け指数」が発表されてい ところで、少し前の報道ですが、

> うです。 本は最下位の14位となったそうです。2020年に行った14の国の調査で日 差が大きくなり固定化しつつあること なる、 大きい社会では、 か」などを聞き取り集計したものだそ 「寄付をしたか」「ボランティアをした 月の間に、 の国・地域の人を対象に、過去1ヶ 「世界人助け指数」というのは、世界 新鮮で興味を抱いて読んでみると、 が多分に影響していると思います。 ているのですが、その背景に、経済格 人助けをしなくなったことを示 要するに日本人が人を頼らな 貧困率の高い国や経済格差が 「見知らぬ人を助けたか」 一般的信頼度が低く

> > れながら、

子どもの幸福度も中位で、

日本は経済的には一流の先進国と評さ とスキルから判断されたものですが、

「子ども



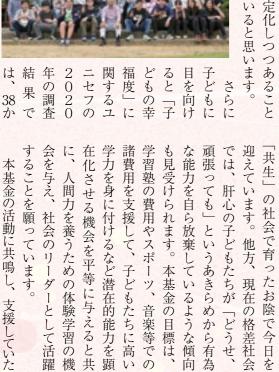
も見受けられます。本基金の目標は、な能力を自ら放棄しているような傾向 することを願っています 会を与え、 学力を身に付けるなど潜在的能力を顕 学習塾の費用やスポーツ、音楽等での 頑張っても」というあきらめから有為 在化させる機会を平等に与えると共 諸費用を支援して、子どもたちに高い 人間力を養うための体験学習の機 社会のリーダ



ま

精神に溢れて大きく活躍することを願子どもたちが社会に旅立ち、「共生」ののの名を数えるようになりました。この 子どもたちが社会に旅立ち、「共生」四となりました。大学等への進学者 だいた受取寄付金は、約2億6000万 大学等への進学者





まだ法曹として



弁護士 森 浩 史

いただくことになりました。従前から当事務所賜り、当事務所に客員弁護士として勤務させて も交えて自己紹介をさせていただきます。 が、その紙面をお借りしてこれまでの経歴等をの「轍」を拝読させていただいておりました 先生のご紹介により、 このたび、 これまでの経験から得たもの 元により、山田庸男先生のご厚意を当事務所の客員弁護士である林醇

あって、 することになりました。 修習時代からお世話になった方々の勧めも 弁護士のご指導を受け、 していただき、平成元年四月に裁判官に任官あって、事務所の所長弁護士にも快く送り出 士としてがんばって成長しようと考える一方 した日々を送っておりました。そのまま弁護 務所の所長弁護士の薫陶のもと、 京で弁護士の道を歩むことになりました。 私は、 従前から思うところもあり、 司法修習 (四○期)を終えた後、 忙しいながらも充実 また、 多くの先輩 司法 事 東

ては、 ちんと求める先生方の訴訟活動は本当に有り わってまいりましたが、 私はこれまで主に刑事事件や少年事件に携 また、少年事件におきましても、 更生を願い 法曹として尊崇の念を抱いておりまし 被告人のために尽力し適正な判断をき 試験観察等も含め家裁調 刑事事件におきまし が 表調査 真に少

> き、 感謝の気持ちを抱いておりました。また、民官等とも良く連携した付添人活動には心から ものでした。 件の落としどころを見据えてご努力いただ 実関係をきちんと把握した上で、 たときには、 先生方が、 事事件や家事事件におきましても、 Jきには、快感とも表すべき喜びを感じた 当事者の納得のもと和解や調停が成立し こしどころを見据えてごろう、いおゆる事が、紛争関係の真の争点、要となる事が、紛争関係の真の争点、要となる事が、おいました。また、民に家事事件におきましても、代理人の

ことは、 じているところです。 様が見えてこないように思うからです。このや容、人が人と向き合っている関わりの有りなければ、人というものの本質、その人の気ました。物事、とりわけ人に対する謙虚さが に対する謙虚な姿勢であると常々考えており大事な資質を一つ挙げるとするならば、物事 えのない そのような出会いを重ねる中で、 緒に仕事ができたことは本当に幸せであり、 わ 素敵な法律家との出会いが私にとってかけが してこれからも常に自戒すべきものと肝に銘 このように、三五年余り裁判の仕事に携 ってきた中で、 これまでの経験から得たわきまえと 財産になっていると思っています。 尊敬できる多くの法曹と一 法曹として

私は高校を卒業するまで越後の片田舎で過心向きあるいは志

ケットボールごしており、 なく、 学ぶ機会を得て漠然と司法試験を目指すよう 京しましたが、漫然と大学生活を送るうち 抱き、ジャー 送っておりました。確たる展望を抱くことも になりました。 と田んぼしかないところ」で長閑な生活を 富樫選手がおりますが、 当初の目標から徐々に逸れ、偶々法律を 石橋湛山や大宅壮一等に単なる憧れを ル日本代表のキャプテンを務めた ýました。 ナリストを目指して田舎から上 出身中学の後輩にバス 彼が言うように 山

**といがあったように思います。その時も、大振り返れば司法修習中も自分が進むべき道に言葉してす。 試験に合格することができました。 法律はほとんど独学でしたが、 何とか司法 ただ、 今



雪に閉ざされた長い冬が終わりますと、桜の開花とと もに一斉に草花が咲き誇ります。ちなみにチューリッ プは新潟県の県花です。

あっ んが、 た先輩方と接するうちに、自分が目指してい学時代の知己や実務修習中にご指導いただい 思いであったことに気付かされたのでした。 たものとは、 れずに生きていきたいと思っております。 ためになるような仕事がしたいという素朴な 「無所属の時間で生きる」ということ 今でもその頃の自分の心向き、 たのか振り返ることもないではありませ そのような素朴な思いをこれからも忘 少しでも社会に役立ち世の中の

護士として活動することをお許しいただき、山田先生のご厚意により、自由な立場で弁

2019年ラグビーワールドカップ日本大会。私はラグビー日本代表を応援しております。

志とは何で んが、自分にできることを地道に取り組み践としてどれだけのことができるか分かりませ 間で生きる」(城山三郎)ということを考え裁判官を退官した際、改めて「無所属の時 み行ってまいりたいと思っております。んが、自分にできることを地道に取り! 自らを戒め、 間を漫然と生きるということにならないよう ŧ てみました。 本当に有り難く思っております 裁判官を退官した際、改めて「無所属の 6 1 ない自分にとって、 残された人生の中で自分が法曹 特に秀でた資質を持ち合わせて

せいぜい

無所属の時

どうか宜しくお願いに努めてまいります。 困っている方々の少しでもお役に立てるよう 微力ながら、多様な問題や悩みを抱えて

申 し上げます

森さんのこ



弁護士 林 醇

が赴任して来られたときだった。年4月、私が支部長をしていたS支部に森さん私が初めて森さんにお会いしたのは、平成11

常でない 推ええらう……迷惑をかけていたことや、刑事では、凶悪・困め処理の遅れから事件が大量に滞留し当事者にの処理の遅れから事件が大量に滞留し当事者に 難な合議事件が多数係属するとともに、 しがちであるなどの課題を抱えていた。本庁常でない数の事件が起訴されるため事件が滞 当時、 毎月 か留 尋困

から、刑事裁判官としての理想を熱く語るのがれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するといれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するといれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するといれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するといれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するといれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するといれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するといれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するといれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するといれ、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するという。 常であった。 中懐か 支部時代の彼はまさに翼を得た虎であったる国民の関心が高まったと言われているが 処された。その後、彼は合議事件にも関与さな工夫により事件の審理を停滞させず見事に対官や事務官の協力を得て、週4開廷とし、様々 まったが、彼は、刑事部のF部総括判事、書記か興味津々でもあった。詳しいことは忘れてし裁判の理想を熱く語る彼がどのように対処する が、 察庁・弁護士会と交渉して新しい合議事件は全 いる。テレビの朝ドラ「虎に翼」で司法に対す立て直すのに尽力された彼には今でも感謝して た。彼もびっくりしたことだろうが、日頃刑事は1か月に10件もの新受事件がきたこともあっ て本庁に起訴してもらう等の緊急措置を採った て、私は大丈夫だろうかと不安に思ってもい 前任者から20年も若い、判事2年目 構築が必要であった。そんな時に、 ら応援してもらっていたものの、 刑事では、合議事件の一部本庁への回付、 ような状態ではなく、 弱音を吐くことなく、 終電車に乗りそこなったこともあったが、 週3開廷で単独事件を担当する彼のもとに い思い出である。 思い切った処理体制 あのような超多忙 疾風怒濤のS支部を とても間に合 経験豊富 の彼を迎え 日頃刑事 た。 S 検 \mathcal{O} な 0

ですので、

縁起の良い白い味噌が用いられて

白味噌は発酵期間が1週間から10

長期保存を前提とした普通

京都事務所だより ~京の冬の風物詩~



弁護士 中世古 裕之

Best、 豆腐と水と昆布だけで成立する実に味と思われる方も多いと思いますが、"Simple isのに[湯豆腐]があります。鍋なのに豆腐だけ? わい深い鍋です 冬といえば鍋、 京都の冬の鍋として有名なも

質を摂るために豆かない僧侶がタンパク 腐専門店が数件あり辺りには有名な湯豆 が、 禅僧が精進料理とし らしく、 て食したのが始まり わけではないです 確たる資料がある 京都の南禅寺の 肉も魚も食し 今でもこの

> ネラルが多い水だ なるそうです(ミ 都の地下水はミネ す)。また、 くなるらしいで るため豆腐が固 とにがり成分にな らかな仕上がりに ラルの少ない軟水 たわけですが、 で豆腐を作ると柔 のために、この水 ら作る豆腐を食べ 京



農林水産省「うちの郷土料理」より たようです。

芋は子孫繁栄、 の味噌とは違い甘みが強いということです。日程度と短いため、長期保存を前提とした並 味噌のお雑煮を食べると、年が改まった気分が あったとされています。年に一度新しい年に白 一層盛り上がります。 また、 丸い餅は円満や長寿を願い、

金時人参は赤で魔よけの意味が

具材の頭

OWEN 活動記 大阪府女性経営者有識者交流研究会について

弁護士になって16年を迎えました。

弁護士 松嶋依子

うです。 水という京都の土地が磨き上げた料理といえそ なります。まさに湯豆腐は、僧侶と軟水の地下 などの魚介類ではなく昆布で出汁をとることに

布を敷くのも豆腐を高温で炊きすぎないための と沸いてきた頃が食べごろです。土鍋の下に昆 うことです。鍋のお湯(出汁)が少しくらくら 鍋のように豆腐を(高温で)炊きすぎないとい 工夫らしいです。 湯豆腐をおいしく食べるコツですが、 普通の

的な京都のお雑煮は白味噌に丸餅、あとは頭芋 が具材として用いられます。 (里芋の親芋) や海老芋、 さて、 次にお正月を飾るお雑煮ですが、伝統 大根、 金時人参など

時代に宮中の貴族などが食していたそうです。噌と違い米を贅沢に使う味噌であるため、平安 白味噌を使うのは京都独特ですが、通常の味 安

多くのことを学ばせていただきました。 様々な人とご縁をいただき、その繋がりの中で これまで仕事をする中で、 ご依頼者も含め

究会(略称 士の先生から「大阪府女性経営者有識者交流研 にさせていただいている大ベテランの女性税理 広げていきたいとの思いが強くなった頃、懇意 いたしました。 弁護士10年目を過ぎ、人との繋がりをさらに OWEN)」にお誘いいただき入会

者、 籍しており、 当会は、昭和6年1月設立で、 管理職、 職種、 有資格者等、 年齢を超えて自由な雰囲気や者等、多種多様な会員が在 女性の、

無料写真素材より

で活動しています。

使い方等の仕事に役立つ勉強会、 ワイしています。 うに称しています)等は恒例行事で、 ハイキング、望年会(当会では験担ぎでこのよ よるメイク講座等の美容と健康のための講習会 を行ったり、 毎月の例会では、会員相互でビジネスワー 様々なイベントを行っています。毎年秋の 外部講師を招いての ChatGPT の 有名美容家に 皆でワイ

れている女性の経営者、管理職、有まったことを嬉しく思っています。 兼ね合いで決して楽ではありませんが、チーム 責!)、役職者として例会の企画、準備を行い、 一報ください。例会へのゲスト参加も大歓迎で なさま、当会にご興味おありでしたら、ぜひご で何かを成し遂げることはやりがいがあり、 会の運営にも携わっています。日々の業務との 令和5年度からは、会長職を拝命し(重 会メンバーと仲良くなれたこと、絆が深 有資格者のみ 本誌を読ま 何

変社会的意義のある活動ですが、愛とバイタリ 場所と役割を~」というテーマでご講話いただ 迎えるにあたり、2月に周年イベントを企画し ティ溢れる取組み姿勢からのご経験談は必聴で れ、ご存じの方もいらっしゃると思います。 く予定です。多数のテレビ番組へご出演もさ し「ひとりぼっちをつくらない~全ての人に居 ティソーシャルワーカー勝部麗子さんをお招き ています。豊中市社会福祉協議会のコミュニ さて、当会は2025年1月で創立4周年を

> ださい す。こちらのイベントは皆様ご参加できますの で、ご参加希望、 ご興味ある方はぜひご連絡く

司法修習生



森田 啓 正

において、「司法修習」の一環として「弁護修習」 を開始しました。 さんが、2024年9月27日から、東京事務所 突然ではありますが、「司法修習生」の細谷謙

受け、 が、 して、 護修習」という言葉いずれも、あまり聞きなじそもそも、「司法修習生」、「司法修習」、「弁 具体的な弁護士業務に関する知識等を培うの 制度のことをいい、また、このような研修を受 から、 曹三者である裁判官・弁護士・検察官それぞれ 司法試験に合格した者が、その後約1年間 ける者のことを「司法修習生」といいます。そ みのない言葉かと思います。「司法修習」とは、 「弁護修習」です。 法律実務に関する知識や技能を培う研修 司法修習生が、弁護士事務所において、 実際の事件を通じて個別具体的な指導を 法

東京事務所において弁護修習が行われることとて、東京事務所の細川弁護士が選ばれたため、 今回、 細谷さんの弁護修習の指導担当とし

習生の姿勢を間近で見ることで、私自身、改め て背筋が伸びるような思いになりました。 に取り組んでいます。このような現役の司法修 ビューといった様々な弁護士業務に対し、 出する陳述書案や訴状案の作成、 交渉相手との間の和解案の検討、 依頼者の皆様との打合せや裁判期日への同席、 細谷さんは、 弁護修習が始まった当初から、 契約書のレ 裁判所に提 熱心

議をするなど、細谷さんと直接会話をする機会 で良い刺激を受けています。 考え方についても再認識することができ、 て、私の約2年の弁護士生活で培われた知識や が多々ありました。そうしたやり取りを通じ ている事件に関し、質問を受けたり、事件の協 また、私も、細川弁護士と私が一緒に担当

いきたいと思います。のお力となれるよう、 実した弁護士生活であったことは間違いないで に驚いています。この約2年は、私にとって充 という間に約2年の時間が経ったことにも非常 さらに、私が司法修習生であった時から、あっ 現状に満足することなく、依頼者の皆様 気を引き締めて精進して



ヘルスケアと法

メンタルヘルスケア等の労働者に対 して行うべき安全衛生対策



日下 弁護士 部 太

はじめに

の対価として給与を支払うことが本質とされていま 雇用契約は、労働者が労働を提供し、事業者がそ

ルス対策において必要な措置について説明をします。 の指針」が厚生労働省によって定められています。 月31日には、「労働者の心の健康の保持増進のため メンタルヘルス対策が重視されており、平成18年3 伴い、工場等の現場による物理的な安全だけでなく、 1972年に制定された労働安全衛生法です。さら そして、これを行政法規として具体化したもの いるように、事業者には安全配慮義務があります。 るよう、必要な配慮をするものとする。」とされて 命、身体等の安全を確保しつつ労働することができ いうものではありません。労働契約法第5条におい 安全衛生法の概要と上記の指針によるメンタルへ しかし、事業者はただ給与を支払うだけでよいと 本稿では、事業者が体制を整備しなければならな 現代においては、サービス業の就労者の増加に 「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生 が、

安全衛生法により対応すべき措置の概要

設置することが義務付けられています (同法17条、 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を 18条)。これらの委員会は毎月1回以上開催しなけ 時50人の労働者を使用する事業所では衛生委員会を 衛生推進者か衛生推進者を選任する必要があります。 講じる業務に従事することになります。 (安全衛生法10~12条)。これらの管理者・推進者は 全衛生管理者、 ればなりません。 る事項を審議する安全委員会の設置が、さらに、常 10人以上の労働者を使用する場合には、必ず、安全 また、一定の業種、規模の事業所では安全に関す 事業者は、規模や業種に応じて、事業者は総括安 衛生推進者の選任が義務付けられています 安全管理者、衛生管理者、 なお、 安全衛生 常時

なのでご注意いただければと思います ければならないということは、おろそかになりがち 一定規模になれば、衛生委員会を設置して開催しな このように、ホワイトカラー中心の事業者でも、

います。 原則として毎月1回の作業場訪問が義務付けられて 働者の健康管理のため産業医を選任する必要があり ばなりません(同法13条)。この産業医については る事業所については、専任の産業医を選任しなけれ ます。さらに1000人以上の労働者を常時使用す 常時50人以上の労働者を使用する事業場では、労 産業医の設置と健康診断・ストレスチェックの実施

担の程度を把握するための検査(ストレスチェッ 置だけでなく、事業者には健康診断及び心理的な負 また、労働者の健康を管理するために産業医の設

を実施することが義務付けられています(同法66条

安全衛生に関する管理者・推進者等や委員会の設置

項目、 3 面接指導を実施しなければならず、面接指導を踏ま を受けることを企業に申し出た場合には、遅滞なく 導を受ける必要がある」と認めた労働者が面接指導 等が「心理的な負担の程度が高く医師による面接指 衛生規則52条の9)。そして、検査を実施した医師 等による検査をすることが求められます(労働安全 覚症状に関する項目③職場における他の労働者によ ①職場における当該労働者の心理的な負担に関する 労働者に対し、 を講ずることが必要となります(同法66条の8)。 えた医師の意見を踏まえて就業場所の変更等の措置 る当該労働者への支援に関する項目について、 このストレスチェックについては、 その他の措置 ②当該労働者の心理的な負担による心身の自 1年以内ごとに1回、 定期的に、 医師

これに限らず、 だし、労働安全衛生法が事業者に求めている対応は ますので、ご注意いただければと思います。 いては労働安全衛生規則により詳しく記載されてい ストレスチェックの実施について説明しました。 選任や委員会の設置、産業医の設置および健康診断・ 労働安全衛生に関する管理者・推進者等の 特に、工事現場等における定めにつ た

第 3 メンタルヘルスケアのための指針

労働安全衛生法上の位置付け

持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保 労働安全衛生法は、 事業者に対し、「労働者に対

等を行うことができるとされているにとどまります 進のための指針」(以下「指針」といいます。)です。 の指針の概要についてご紹介します。 して有用になるので参考にすべきであり、以下、こ 講ずるように努めなければならない。」(69条1項) 指針に関して、 つが冒頭で紹介した「労働者の心の健康の保持増 (安全衛生法69条1項)、メンタルヘルス対策と この適切かつ有効な実施を図るために指針の 厚生労働大臣は事業者に対し指導

指針の内容

(1)4つのメンタルヘルスケアの推進

続かつ計画的に行われることを求めています。 メンタルヘルスケアの推進のために4つのケアが継 指針には、メンタルヘルスケアの考え方のほか、

用すること)です。 業場外の医療機関及び地域保健機関などの支援も活 支援を実施すること)④事業場外資源によるケア(事 タッフが労働者及び管理監督者によるケアに対する 健スタッフ等によるケア(産業医等の知見のあるス ストレス要因を把握して改善すること)③事業内保 よるケア(管理監督者が部下の状況を把握しており がストレスに気づいて対策をすること)②ラインに この4つのケアとは、①セルフケア(労働者自身

②4つのメンタルヘルスケアの実施

気づきと対応、 働環境等の把握と改善、③メンタルヘルス不調への ケアの実施内容として①教育研修・情報提供、 そして、 指針においては、 ④職場復帰における支援が挙げられ 4つのメンタルヘルス ② 労

具体的には、 ①教育研修・情報提供として、 事業

> 者には、部下の相談対応方法や職場復帰支援に関す 防や対処方法、適切な相談体制を案内 る指導が必要とされています。 フケアの促進として、全ての労働者にスト 修を実施することが必要とされています。特にセル 者は、労働者や管理監督者などに対して、メンタル ケアの重要性や相談先情報を提供するための教育研 ヘルスに関する方針、ストレスの基礎知識、セルフ 管理監督 レスの予

析、労働者からの意見聴取を通じた問題の特定をす が求められます。 体制も整え、必要な支援を迅速に行う仕組みの構築 連携を行うだけでなく、家族からの相談に対応する 態を観察し、必要に応じて個別の配慮や産業医との ています。管理監督者は、日常的に労働者の健康状 調に気づき、適切に対処できるよう、相談窓口やス めに、日常の職場管理、ストレスチェック結果の分 は職場内のストレス要因を把握し、改善に努めるた トレスチェックの機会を提供することが必要とされ スタッフが評価と改善を主導し、 ることが求められます。さらに、産業医等の知見の して、事業者は、労働者が自身のメンタルヘルス不 して職場環境の改善を図ることが求められます。 また、 次に、②労働環境等の把握と改善として、 ③メンタルヘルス不調への気づきと対応と 管理監督者と協力 事業者

れます。 務への復帰までの流れと支援手順が定められ、 医や管理監督者が労働者の復帰を支援することが求 ルス不調で休業した労働者がスムーズに復帰できる ④の職場復帰における支援としては、メンタルへ 復帰支援プログラムを策定することが求めら このプログラムでは、休業開始から通常業 産業

められます。

第 4

最後に

対応しなければならないこと、またメンタルヘルス えられていることに注意していただけばと思います。 事業者としても上司としてもとってはいけないと考 ケアとして指針において対応が求められることにつ い。こなせないのは労働者の問題。」という方針は、 いては、「大変な仕事を割り振ってあとは関与しな いて説明をいたしました。特にメンタルヘルスにつ 以上、労働安全衛生の観点から、法的に事業者が

健康増進法と「分煙」



はじめに

弁護士

深谷

2 室の設置が必要となり、喫煙室を設置した場合には 種規制に違反した場合の罰則規定も定められました。 20歳未満の喫煙エリアへの立ち入りは禁止され、 指定された標識の掲示が義務付けられます。さらに、 た、例外的に屋内での喫煙を許容する場合には喫煙 り、施設屋内での喫煙が原則禁止となりました。ま 2020年4月に施行された改正健康増進法によ 施設屋内での喫煙禁止

ルールが異なります。 改正健康増進法では、 対象施設ごとに適用される

各

食店などが該当し、原則として屋内は禁煙です。 次に「第2種施設」には、 人が集まる施設やオフィス、 第 1 工場、 種施設以外の多数 宿泊施設、飲

ただし、 あります。 「喫煙目的施設」は、 スナック等、 その他、 いずれも喫煙目的室の基準を満たす必要が 公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー、 店内で喫煙可能なたばこ販売店などの 施設内での喫煙が可能です。

喫煙室の種類

があります 可能室(飲食可、施設の全部または一部に設置可) 施設の一部に設置可)、 部に設置可)、②加熱式たばこ専用喫煙室(飲食可、 喫煙室には、①喫煙専用室(飲食不可、 施設の全部または一部に設置可)、④喫煙 ③喫煙専用室 (主食を除く 施設の一

喫煙室を設置することが可能です 第2種施設では原則屋内禁煙ですが、 上記①②の

ることが可能です。 また、 喫煙目的室では、 上記③の喫煙室を設置す

設置を可能としています。 ることが考えられるため、 面積10㎡以下)については、事業継続に影響を与え 模の小さな飲食店(資本金5000万円以下、客席 さらに、2020年4月1日時点で既存の経営規 経過措置として上記④の

喫煙室の要件

喫煙室の要件としては、

①出入口において室外か

こと、 ばこの煙が屋外又は外部に排気されていること、 3要件が定められています。 ら室内に流入する空気の気流が02m毎秒以上である 壁、 ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよ 天井等によって区画されていること、 ③ た 0)

の対象となります。 ては禁止されており、これに違反した場合には罰則 ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。 5 また、紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等につい 改正法では、喫煙可能な設備を持った施設には必 標識の表示と20歳未満の喫煙エリア への立ち入り禁止

ます 管理権限者等は行政による指導・助言の対象となり 20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の 喫煙エリアへの立ち入りは禁止となります。万が一、 合や、誰かの付き添いで入る場合等)であっても、 目的としない場合(従業員として業務のため入る場 さらに、 20歳未満の方については、たとえ喫煙を

られています。 改正健康増進法による規制には種々の罰則が定め

円の過料に科せられる可能性があり、その他、紛ら 喫煙禁止場所による喫煙をした場合には最大で30万 に、最大で50万円の過料に科せられる場合がありま わしい標識を掲示した場合、標識の汚損した場合等 まず、全ての者(すなわち個人にも)について、

た場合等には最大で50万円の過料に課せられる場合適合していない場合や、施設標識の標示義務に反し その他、 施設管理者等について、 喫煙室が基準に

> 7 があります 最後に

います ては、どのような分煙方法をとるのか、 や利用者のニーズに合わせて対応する必要が生じて 健康増進法の改正を踏まえて、施設管理者にお 施設の種類

ヘルスケアと法

いえます。 ための分煙対策に取り組むことが求められていると いることから、 また、上記法改正では個人 社会全体として受動喫煙を防止する への罰則も定められて

健康食品と表示規制



田

ついてご紹介します。 す。本日は、このような健康食品に関する法規制に 被害にあわれた方々には心よりお見舞い申し上げま で大変な健康被害が生じ、大きく報道されました。 近時、大手製薬メー はじめに カ の販売したサプリメント

そもそも健康食品とは何か

2

ません。 品の話なのだから当然にも思われますが、 類されており、健康食品とは、「医薬品」ではない 健康食品という語に、法律上の厳密な定義はあり 消費者庁の解説では、以下の図のとおり分 食品一般のうち、 法律で定めら この点は れて · 食

健康補助食品類をい る「保健機能食品」と、その他のサプリメント、 います。



健康食品に関する「表示」

康を気にする消費者にとって、 が不十分と疑われるものも存在 ていますが、 様々な効果が標ぼうされた健康食品が多数販売され 死活問題であり、 ります。 上記の分類は、健康商品についての表示規制と関 す 中には広告内容について科学的な実証 なわち、昨今ではインター 冷静な判断ができないまま宣伝にとって、健康の維持は文字通 します。 ネット等で、

> 文句 それがあります。 (表示)を鵜呑みにして大量購入してしまうお

ことです。 ではなく「医薬品」として同法の規制が及ぶという そのような強力な効果が標ぼうされる商品は、食品 商品の広告を禁止しています。「みなして」という 疫機能の向上」)を、 組織機能の一般的増強の効果(例:「疲労回復」、「免 硬化が治る!」、「生活習慣病の予防に」)や身体の 治療又は予防の効果(例:「糖尿病、 性及び安全性の確保等に関する法律) 例えば、薬機法(医薬品、 のは、実際に効果が認められるか否かにかかわらず、 薬品」とみなして、同法に基づく薬事承認を得ない そのため法律はこのような表示を規制しており、 広告で標ぼうする商品を「医 医療機器等の品質、 高血圧、 では、 疾病の 動脈 有効

罰も設けられています。 骨や歯の形成に必要な栄養素です」)等を標ぼうし にする」)や、栄養成分の効果(例:「カルシウムは を抑える」、「食後の血中中性脂肪の上昇をおだやか 康維持に資する効果(例:「コレステロールの吸収 て、消費者を著しく誤認させる広告を禁止しており、 る効果の他にも、 上記の薬機法や健康増進法の規制の違反には、 健康増進法では、上記の医薬品とみなされ そこまで強い効果でなくとも、 刑事 健

価格等を偽って表示する誇大広告は禁止されて 類及び不当表示防止法)でも、 なお、食品には限りませんが、景表法(不当景品 商品の品質、 内容、 11 ま

上記の分類に話を戻します。 保健機能食品の分類について 保健機能食品とは

> 品の機能性を表示することが認められて 国が定めた安全性と効果に関する基準に従って、商 ιV る食品で

基づく安全性や機能性を販売前に消費者庁に届け出 的根拠が認められている栄養成分(ビタミン、 健康増進法に基づき、 があります ていないのでその旨を示すマークがないという違 表示されますが、トクホとは異なり、 2者は、食品表示法に基づく食品表示基準に則って て、その機能性を表示することとした食品です。 示食品とは、事業者の責任において、 養機能が表示されているものです。 ラル等)を一定の基準量含む食品で、 る商品です。次に、栄養機能食品とは、効果の科学 つ効果があることを標ぼうすることの許可を得て 国が審査し、 わゆる「ト また、機能性表 健康増進に役立 科学的根拠に 国の審査を経 国が定めた栄 ミネ 後

法に違反するおそれがあります。 うな健康増進効果があると標ぼうすると、 上記のような表示は基本的に許されず、 他方、健康食品のうち保健機能食品以外のもの トクホの 健康増進 は、

5 最後に

変複雑ですので、 みいただいておわかりのとおり、その規制内容は大とのニーズは多いところです。ただ、ここまでお読 商品・サ 食品にも何らかのヘルスケア効果を持たせたい ービスの ご検討にあたってはぜひ当職らに 「付加価値」が重要視される昨



ふるさと納税のルール の見直し



座間昭男 税理士法人日本経営 税理士

1. はじめに

地方創生を謳って平成20年度にスタートしたふるさ と納税は、制度開始から16年が経過しました。ふるさと納 税の仕組みは様々な変化を遂げながら、令和5年度には 金額ベースで約1兆1,175億円、件数ベースで約5,894 万件に達しており、今後も増加傾向にあることが見込まれ ています。他方、ふるさと納税の制度については、様々な 議論があり、批判的な意見も少なくありません。

2. ふるさと納税の仕組み

国民(ふるさと納税者)は、自治体に寄付した場合、寄 付額のうち2,000円を超える額について、一定の上限ま で、所得税と住民税から控除される制度となっています。さ らに返礼品もついてくるので、多くの人が利用しています。

ふるさと納税制度は、都会で暮らす人が増えると、税収 は都会に集中するため、地方への税収移転を本来の目的 としていました。これは、非居住自治体が寄附を受ける一 方で、居住自治体はその市町村民税控除額によって、歳 入を失うことを意味します。

3. ふるさと納税に関する現況調査結果 (命和6年度実施)

令和6年8月の総務省のHPからふるさと納税の現況を 見ていきたいと思います。

(1)令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い団体

(単位:百万円、件)

団体名		受入額	受入件数
宮崎県	都城市	19,384	1,012,796
北海道	紋別市	19,213	1,243,201
大阪府 泉	佐野市	17,514	1,174,877

100億円を超える自治体が10あります。

返礼品として人気の一次産品(肉、海産物、米、果物など) を用意できる自治体が受入額上位の常連となっています。 (2)ふるさと納税に係る住民税控除の多い団体

(単位:百万円、人)

団体名	市町村民税控除額	控除適用者数
神奈川県横浜市	30,467	439,267
愛知県 名古屋市	17,654	255,163
大阪府 大阪市	16,655	279,922

市町村民税控除額の適用は、単純に税収減(他自治 体への流失)を示しています。

住民が行うふるさと納税の多い自治体、つまり、他自治 体に流出する額が大きな自治体はほぼ都市部に固定化 しています。

(3)ふるさと納税の募集に要した費用

ふるさと納税の人気から、自治体間での返礼品競争がく り広げられたことにより、令和元年6月以降、返礼品を「寄 付額の3割以下の地場産品 に法制化されました。

また、令和5年10月からは、返礼品と送料や事務費を合 計した「募集に関する費用」が寄付額の5割以下でなけ ればならないというルールも設けられました。

4. ふるさと納税制度改正(総務省の新方針)

総務省は令和6年6月に、ふるさと納税に関する新しい ガイドラインを発表しました。

自治体の経費削減やポイント目的の寄付を減らすた め、また本来の制度の趣旨の見直しを目的としているとい われています。

①令和6年10月から

ふるさと納税のポータルサイトなどにおいて、返礼品 を強調する宣伝広告が禁止されます。

また、地域との関連性が希薄な利用権等として、1人1 泊5万円を超える宿泊券を返礼品にする場合、同一県内 にある宿泊施設に限定されます。

②令和7年10月から

寄附に伴いポイント等の付与をするポータルサイ ト事業者を通じて自治体が寄付を募ることが禁止されま す(これまで、利用者は自治体からの返礼品に加え、ポイ ント付与によるメリットも享受していました)。

※クレジットカード決済で得られる通常のポイントは 付与されます。

5. 最後に

ふるさと納税の改正は地方自治体と寄付者、関連企業

新たなガイドラインによって、ふるさと納税がより健全な 形で運営され、地方創生に貢献することが期待されます。

私たち寄付者は変更点を理解して、より賢く活用したい ものです。

日本経営グループ 税理士法人日本経営

TEL 06-6868-1069(担当:座間)

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務。 企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援(など)

PHRサービス等の利活用について



情報を電子記録として本人や家族が正確に把握す

個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等

(Personal Health Record) シゼ

P H R

るための仕組みを指します。そして、

2025年

久 井 大 輝

的指針」公表しております。 剤情報等を確認できるように拡充するだけでな 目を集めています。 ケアパビリオンでは、PHRを用いた未来の自分 日本国際博覧会(大阪・関西万博)の大阪ヘルス 個人情報に該当するだけでなく要配慮個人情報に 康診断結果等の情報が含まれることがあり、 R事業者による健診等情報の取扱いに関する基本 る推進を図るため、 対策にも資することから、 の姿や未来フードを提供等のPHRの利活用が注 も該当することがあります。 情報保護法(以下「個情報」といいます。)上の してもらうために、令和3年4月には「民間PH ただ、PHRサービスで取り扱う情報には、 民間の事業者に適切にPHRサービスを運用 PHRが個人の健康管理、 マイナポー P H R そのため、PHR民 タルにて診療・薬 ービスの更な 病気の予防 個人 健

間事業者は、上記基本的指針だけでなく、

療等にも活用することができます。 ともに、本人の希望によっては医師に提供し、 る記録を個人が理解しやすく一元化するだけでな P H R サ l 自らの健康管理・予防行動につなげられると ビスは個人の健康・医療などに関す

診

(令和元年度)報告書」参照)。

PHRサービスの利活用

できないようにした情報を指します。そして、要 とができず、 のかについて紹介したいと思います ビスに関してどのような利活用が目指されている どのように利活用しているのか、また、PHRサ 制の下で、 ます。)にも遵守する必要があるところ、 医療機関等による要配慮個人情報の利活用について 匿名加工情報とは、 オプトアウトによる第三者提供が禁止されてい 現在の医療機関等が要配慮個人情報を 当該規

ことによって薬品の開発や改良に利用されていま す。そして、 の効用や副作用の分析結果をレポー DB事業者に提供して、そこで分析を行い、薬剤 報を基に匿名加工情報を作成し、 者に提供することが可能となっています。 に基づいて加工をすれば、本人の同意なく、 配慮個人情報も匿名加工情報として個情法の基準 機関が患者から取得したレセプトデー (株式会社野村総合研究所作成の「パーソナ タの適正な利活用の在り方に関する実態調査 匿名加工情報の利活用としては、 当該レポートを製薬企業が受け取る ②元になった情報を復元することが ①特定の個人を識別するこ 当該情報を医療 トにまとめま タや医療情 医療

実際に、

ています。 康記録を一元管理するというサービスが提供され ナポータルから取得したこれらの情報を加えて健 数や体重 テック研究所が共同開発した「健康日記」では歩 報等情報(以下 ることでマイナポ が保管されているところ、 現在でも既に、 同情報を用いたサ PHR民間事業者がマイ 血圧などのライフログ管理機能にマイ 「医療保険情報」とい タル 京都大学と株式会社 ビス提供が可能となり から医療保険情報を取得 本人の同意が得られ タルとつなが います。) ヘルス

2 今後は、PHR民間事業者が医療機関等と同様 質の高い医療の提供につながることが期待できま 報に加工する等して、 管理にとどまらず、 在を認知する必要があります。 タルによる情報提供の事実やPHRサービスの存 ます。そのため、まずは、 HRサービスの環境が整えられている実態があり 報の利活用について十分に認知されないまま、 情報が結びついたデータベースの構築ができれ に自ら所有している要配慮個人情報を匿名加工情 く情報に基づいたデー HRサービスを利用するようになれば、個人の より多くの情報に基づいた研究が可能になり ただ、 日本では、マイナポ 上記のとおり、 医療保険情報と日常の生活 国民全体がマイナポ また、 ・タルによる情 国民全体が



プロ責法から情プラ法へ



弁護士 才 木 晴 幹

はじめに

背景・ 内)、本稿ではそもそものプロ責法の内容や、改正のに変わることとなりました(施行は公布から1年以れ 称「情報流通プラットフォー 公布され、 責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 よって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(通公布され、名称が「特定電気通信による情報の流通に ゆるプロバイダ責任制限法 令和6年5月、 内容について紹介します。 g任制限法(プロ責法))の改正法が信者情報の開示に関する法律(いわ特定電気通信役務提供者の損害賠償 ム対処法」(情プラ法))

プロ責法とは

プロ責法は、 プロバイダの損害賠償責任の制限 $\widehat{\mathfrak{Z}}$

> ダに削除を義務付けるものでもありません。 4 条)、 発信者情報の開示請求 (5条~7条) 及

(1) 口 イダとは

グを行う者、SNS の運営者、 役務提供者」とは、 電気通信役務をいいます 「特定電気通信役務」とは、「特定電気通信設備」(ウェ などを指します。 気通信役務提供者」 を開設する者もプロバイダ(=特定電気通信役務 口責法では、 い概念であり、 バやストリームサ に当たる場合があります。 日常会話で用いる「プロバ 具体的には、ウェブホスティ と呼称しています 例えば、 りゆるプ が (同号)、「特定電気通信 ーバ等)を用いて提供する **ロバイ** 電子掲示板の管理者 個人的にウェブサ ・ダを、 (2条3号)。 「特定電 イダ」

プ ロバイダ の「損害賠償責任の制限」とは、

ア (2) バイダが不作為責任を負い得範囲で明確にするものです。 明確になり、 信による「他人の権利を侵害する情報」 による適切な対応が促されることが期待されてい 止するための措置を講じなかったことに関し、 同項は、 権利を侵害された「他人」との関係(3条1項) プ ロバイダ が、

> 務が生じるとしています。 す。なお、同項は、原則として、措置を講じなかっに侵害することを抑止する効果も持つとされていま たプロバイダの責任を免責し、 を防止する措置を行って発信者の表現の自由を不当 同項は、原則として、 例外的に損害賠償義

との関係 (3条

れば発信者との関係で責任り、プロバイダは、一定のり、プロバイダは、一定の定するものです。これによを負い得る場合について規 躇することなく、自らの判置を講ずることを過度に躊 した。 同項 ŋ, います。 責任免責とせず、 措置を講じたプロバ が期待されています。 断で適切な対応をとること を負わないことが明確とな 者との関係で損害賠償責任 とに関し、 を防止する措置を講じたこ により流通する情報の送信 ら提供す への場合、 発信者の権利を侵害す 当該情報の発信 る特定電気通信 原則と イダ

免責され なお、 電子場所能の管理者 「中での で無数のを出 で情報の書き込み ②発信者に対する責任は、 は権利が不当に侵害されていると信じるに見る相当 被害者に対する責任は、 /権利が侵害されているのを知っていたとき 又は による対応 の理由があるとき 又は だこれを知りえたと認めるに知る権当の理会がある 2)発信者に制除に同意するか担会したが7日以内 上帝 以外位 に反映がない場合には、 削除しなくても免責(第3条第1年) しても免費(明のか明の

責任を問われることをおそれるあまり、過度に送信の送信を防止する措置を講じないことにより不作為 範囲で明確にするものです。この規定により、プロとの関係での不法行為責任が生じない場合を可能な イダが不作為責任を負い得る場合が一定の範囲で囲で明確にするものです。この規定により、プロ また、逆に、プロバイダが、問題とされる情報 の流通により権利を侵害されたとする「他人」 問題とされる情報に対してプロバイダ 自ら提供する特定電気通 の送信を防 当該 ま

i 総務省「プロバイダ青仟制限法の涿条解説」(2023.3

-ンターネット上の書込みにより自己の権利を侵害発信者情報の開示請求とは、

され、 イダに対し、「発信者情報」の開示を義務付けていまん。そこで、プロ責法では、一定の要件の下、プロバ書込み(投稿)の発信者の特定は容易ではありませ 者の氏名等を特定する必要がありますが、匿名による (5条1項2項) 発信者に対し損害賠償を請求する場合は、 発信

また、

刻 ルアド されますが、例えば、発信者の氏名 す。開示対象となる「発信者情報」 ソネット、 スプロバイダ(ISP)、経由プロバイダ(NTT ドコモ、 請求の相手方は、 (タイムスタンプ)などが挙げられます。 (コンテンツプロバイダ)、 レス、 OCN、BIGLOBE など) 通信に用いられた IP アドレス、 サ バ 提供者、 インタ (名称)、住所、メ は総務省令で規定 が代表的なもので 電子掲示板の管理 -ネット 送信時 ビ

を行

報開示命令とは、

由プロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟を提ことにより IP アドレス等の開示を受けた後、②経 とができないことから、 口 発信者の情報を保有する経由プロ 起するとい バイダに対する発信者情報開示仮処分の決定を得る から開示されないと、 るために必要となる IP アド バイダ(電子掲示板の管理者や SNS 事業者など) 年改正前、 う煩瑣な手続きが必要でした。 権利を侵害されたとする者は、 経由プロバイダを特定するこ 一般に、①コンテンツプロ レス等がコンテンツプ イダを特定す

該コンテンツプロバイダが自らの保有する IP ア な要件により、 令の申立てを受けた裁判所が、 そこで、 令和3年改正法では、発信者情報開示命 コンテンツプロバイダに対し、 経由プロバイダ 開示命令より緩やか の名称等を **金**

> 開示命令の発令を待たず、経由プロバイダに対する供命令の申立人は、コンテンツプロバイダに対するできることとされました(8条)。これにより、提申立人に提供することを命じること(提供命令)が 開示命令の申立てができるようになりました。

に裁判所に係属し でいるコンテンツ を開示命令事件の 立てをした経由プ ロバイダに対す 対する発信者情報 称等が提供された ないでの名 続を一体的に審理 することが可能と 開示命令事件の手 開示命令の申立て なりました。 った場合、 提供命令 既 境庁の手続(仮処分+30位) 一体的な手続で迅速に発信者を特定

ii 侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高い

と認められるもの(「大規模特定電気通信役務」)を提供する特定電気通信役務提供者(情プラ法 20 条 1 項)

(5)の削除請求

成されます。 格権やプライバシーへの侵害に対する差止請求と構報の削除請求に関する規定はなく、一般的には、人前述のとおり、プロ責法にインターネット上の情

法、いわゆる whois 検索によりサ者に対しメールやフォーム等で削 具体的な方法としては、 投稿者本人やサイト管理 ム等で削除を依頼する方 バ管理者を特

> 定し、 合は、 ることになり 投稿者やサイト管理者が削除請求に応じない場と、当該管理者に削除を請求する方法が一般的で 裁判所に対し、 ます。 削除の仮処分命令を申 し立て

か分からない場合がある、④事業者の削除指針の内容されない、③削除申請に対する通知がなく削除されたりづらく利用しにくい、②侵害情報の迅速な削除がな然として削除請求については、①削除申請窓口が分かの開示について累次の対応が取られてきましたが、依の開示について累次の対応が取られてきましたが、依 業者」に対し、以下の措置を取ることが義務付け が抽象的であるといった課題が指摘されていました。 ることとなりました。 そこで、 プロ責法の制定以降、 改正法では、「大規模プラットフォ 侵害情報の削除と発信者情報 Ś

- 侵害情報に対する対応の迅速化
- 整備・公表
- ・削除申出に対する判断・通知・削除申出窓口・手続の整備・公

運用状況の透明化

削除した場合の発信者への通知 削除基準の 策定・公表

あるため、万一、被害に遭われた堪難であるという特徴があります。A、伝播し、被害回復が容易ではなく、 インター 専門家に相談されることをお勧めします。 ・ネッ 被害に遭われた場合は、 0) 侵害情報は、 迅速な対応が必要で 加害者の特定が 短時間に広範囲 早急に



フリーランス保護新法が施行されました!



弁護士 越知覚子

一昨年成立・公布したフリーランス保護新法 (特定受 託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)が 2024 年11月1日に施行されました。

フリーランス保護新法については、2024 年夏の轍 (47 号) において、法の概要を下請法と比較しながらご説明させていただきましたが、その時点ではまだ政令などもできておらず、具体像が見えておりませんでした。

その後、政令などが整備され、パブリックコメントも 実施され、その全容が見えてまいりました。この原稿は、 施行日前に執筆しておりますので、フリーランス保護新法 の執行状況はわからないところではありますが、政令や パブリックコメントを踏まえながら、フリーランス保護新 法の概要や同法に関し良く受ける質問等をご説明させて いただきます。

1 概要

フリーランス保護新法は、発注事業者である「特定業務委託事業者」と、フリーランスである「特定受託事業者」 との間における「業務委託」を対象としています。

フリーランス保護新法では、取引の適正化の観点から 発注事業者に対し、2つの義務を定め、かつ、7つの禁 止行為(但し、委託期間が1ヶ月以上の場合に限定)を 定めています(図1)。

図1 【取引の適正化の観点から】2つの義務と7つの禁止行為



なお、委託期間が 6ヶ月以上となる場合は、発注事業者は、就業環境の整備の観点からさらに 4つの義務を負います (図 2)。

図2 【就業環境整備の観点から】 4つの義務



2 適用される「業務委託」について

フリーランス保護新法の適用を受ける「業務委託」とは、 物品の製造・加工委託や情報成果物の作成委託、役務 の提供委託が含まれます。

下請法では建設工事は対象外となっていますが、フリーランス保護新法では業種・業界の限定がないため、

建設工事も「業務委託」の対象となります。また、下請法では親事業者が自ら用いる役務の委託は下請法の対象外となっていますが、フリーランス保護新法ではそのような制限はなく、発注事業者自らが用いる役務をフリーランスに委託する場合も対象となります。さらに、フリーランス保護新法は、発注事業者がフリーランスである場合にも適用される点にも注意が必要です。

なお、株式会社と取締役等の契約関係や、委任型執行役員との契約関係は、当該会社の内部関係に過ぎず、「他の事業者」とは言えないので、フリーランス保護新法が適用される「業務委託」には該当しません(パブコメ No. 1-2-29)。

3 フリーランスであることの確認方法

フリーランス保護新法における「特定受託事業者」とは、 以下のいずれかに該当するものをいうとされています。

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、 かつ、従業員を使用しないもの

ここでいう「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者を雇用すること(派遣先として同要件を満たす派遣労働者を受け入れる場合を含む)をいい、同居親族はここでいう「従業員」には該当しないとされています。

当該要件は資本金のように客観的に確認できるものではないことから、どのように確認すればよいか、その確認方法について多くのご質問を受けました。この点についてパブリックコメントでは、発注事業者及び受注事業者にとって過度な負担とならず、かつ、記録が残る方法(メールやSNS)による確認が望まれるとし、さらに、定期的な確認義務はないものの、業務委託をする時点の他、給付の受領・報酬の支払い・契約の更新等のタイミングで適宜確認することが望まれるとの回答がなされました(パブコメ No. 1-2-16~18)。

また、受託事業者が事実に反して「従業員を使用している」などの虚偽の申告をした場合はどうなるのか、という点については、受託事業者の申告が事実と異なる結果、発注事業者がフリーランス保護新法に違反することとなった場合は、是正の必要から指導・助言を行うことはあるものの勧告や行政処分(命令)を直ちに行うものではないとのことです(パブコメ No. 1-2-19 ~ No. 1-2-22)。

4 「1ヶ月」の計算方法

上述のとおり、フリーランスに対する業務委託のうち、 1ヶ月以上の期間行われる業務委託について、発注事業 者は、7つの禁止行為を遵守することが求められます(フ リーランス保護新法施行令第1条)。

この1ヶ月の始期と終期の考え方について、令和6年5月31日に公表された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」(以下「解釈ガイドライン」) に、以下のとおり示されております。

【始期】次の日のいずれか早い方の日

- ① 業務委託にかかる契約を締結した日
- ② 基本契約を締結する場合には、基本契約を締結 した日

【終期】次の日のいずれか遅い方の日

- 3条通知に明示する受領日
- ② 別途当該業務委託に係る契約終了日を定めた場合は、同日
- ③ 基本契約を締結する場合は、当該基本契約が終 了する日

もっとも、フリーランスに対する業務委託の場合、基本契約を結ばずに単一の業務委託を継続して行っているというケースも多くあると思われます。そのような場合について、解釈ガイドラインによれば、契約更新により継続して行う場合は、最初の業務委託等の「始期」から、最後の業務委託等の「終期」までとなり、「契約の更新により継続して行うこととなる場合」とは、業務委託にかかる前後の契約が、①契約の当事者が同一であり、その給付または役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有し、②前の業務委託に係る契約又は基本契約が終了した日の翌日から、次の業務委託に係る契約又は基本契約を締結した日の前日までの期間の日数が1ヶ月未満であるものをいう、とされております。

5 発注時の書面の交付(3条通知)

フリーランス保護新法では、下請法と同様に、発注の 時点で直ちに発注内容を書面または電磁的方法により明 示しなければなりません。下請法で親事業者が交付を義 務付けられている発注書面のことを一般的に「3条書面」 と呼びますが、フリーランス保護新法にて業務委託事業 者が交付を義務付けられている発注書面のことは「3条 通知」と呼ばれます。

フリーランス保護新法における発注書面(3条通知)の必要的記載事項と、下請法における発注書面(3条書面)の必要的記載事項は、それぞれ図3及び図4記載のとおりです。3条通知の⑨は、3条書面の⑨から⑪と同じです。

両者は重複部分も多いですので、実務的には、フリーランス保護新法と下請法の双方の必要的記載事項を網羅した発注書面の雛形を作成しておくのが望ましいと考えます。フリーランス保護新法では、「支払期日」について、原則、給付を受領した日から60日以内に支払期日を定

●下請法における発注書面 (3条書面) の記載事項



めなければならないとしておりこの点は下請法と同じ規制 内容ですが、再委託の場合は、例外として、元委託支 払期日から起算して 30 日以内に支払期日を定めることが できるとされています。そのため、支払期日について再 委託の例外を用いる場合は、発注書面 (3 条通知) には 「再委託である旨」「元委託者の商号等」「元委託業務の 対価の支払期日」を併せて記載しなければなりませんの で、ご注意ください。

なお、下請法の場合は、発注書面をメール等で交付する場合には事前の書面合意が必要ですが、フリーランス保護新法ではメール等の電磁的方法による取引条件の明示が認められていますので、当事者間での事前の合意がなくてもメール・ショートメッセージ・SNS等受領者を特定して送信する方法で取引条件を明示することができますが、特定受託事業者が書面交付を求めた場合は、遅滞なく、書面を交付しなければなりませんのでご留意ください。

6 フリーランス保護新法違反にかかる公正取引委員会の対応

フリーランス保護新法第3条ないし5条の規定(取引の適正化に関する規定)に違反した場合、当該違反行為者は、公正取引委員会より、当該違反行為の是正・特定受託事業者が被った不利益の原状回復措置を講じるよう勧告(第8条)や指導・助言等(第22条)を受けることとなります。違反事業者が正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、公正取引委員会より、措置命令(第9条)を受けることとなります。

公正取引委員会は、勧告または措置命令の場合、事業者名・違反事実の概要・勧告の概要等を公表するとしております。そのため、違反事業者としては、指導・助言等にとどまるのか、それとも勧告を受けるに至るのかという点が重要になってきます。まずは違反行為を行わないことが大切ですが、公正取引委員会等の調査を受けた場合には、事案によっては、公正取引委員会等の調査への対応実績のある弁護士の助力を受けることが重要になります。

7 まとめ

この記事が皆様のお目に触れているときには、フリーランス保護新法は施行されています。公正取引委員会においては、法施行前に実態調査を行いその結果を公表するなど、重点的に取り組んでいることが窺われます。下請法とは似ているものの、似ているからこそ、相違点に注意が必要とも言えます。ぜひ細かい点も含めご相談いただければと存じます。

17 16



AI時代における知的財産権



弁護士: 犬飼一博

1 はじめに

これまで「轍」でも何度かAIに関するテーマを取り 上げましたが、国におけるAIに関する議論も活発と なっています。

令和6年3月には、文化審議会著作権分科会法制 度小委員会が「AIと著作権に関する考え方について」 を公表し、生成AIと著作権に関する各種論点につい ての考え方が整理されています。また、同年4月には、 総務省及び経済産業省が「AI事業者ガイドライン(第 1.0版) | を公表し、AIを活用する事業者の行動指 針が示されています。

さらに、同年5月に、政府の「AI時代の知的財産 権検討会 | が「AI時代の知的財産権検討会 中間 とりまとめ|(以下「中間とりまとめ|といいます。)を 公表しました。「中間とりまとめ」は、著作権に限らず、 幅広くAIと知的財産権等との関係をめぐる課題への 対応について、一定の考え方が示されています。今回 は、「中間とりまとめ」で整理された、これまであまり 活発な議論がされていなかった著作権以外の知的財 産権等とAIの関係について、ご紹介します。

2 生成AIとは

「中間とりまとめ」では、生成AIと知的財産権に 関する法的ルールが検討されています。生成AIとは、 「コンテンツやモノについてデータから学習し、それを 使用して創造的かつ現実的な、まったく新しいアウト プットを生み出す機械学習手法」を指します。もっとも、 近時では、機械学習手法それ自体にとどまらず、機械 学習をするソフトウェアやプログラム、これを搭載する サービスやツールをも含めた広義の意味で用いられて います。

生成AIは、大きく学習段階と生成・利用段階に分 19 けて整理がされます。



(「中間とりまとめ」より)

この図からもわかるとおり、学習段階では、生デー タを収集して学習用データとし、学習用のプログラム (AIのプログラム) に学習させることで、学習済みモ デルが生成されます。また、生成・利用段階では、学 習済みモデルに対して、利用者が生成したい内容など を表示する文字列等を入力する生成指示を行い、当 該指示に基づき生成AIが画像、文章及び音声等のコ ンテンツを出力し、その出力された生成物を販売等の 方法で利用することとなります。この学習段階及び生 成・利用段階において、それぞれ知的財産権との関係 が問題となります。

3 意匠権との関係

意匠とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこ れらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせる もの」と定義され、物の外観、デザインのことをいい ます。また、令和2年改正により、一定の画像につい ても、意匠の保護対象となっています。

学習段階において、他人の登録意匠又はそれと類似 する意匠が含まれるデータをAIに学習させる行為につ いては、「意匠に係る画像」の作成や使用等には当た らず、意匠法2条2項に定める「実施」に該当しない ことから、意匠権の効力は及びません。また、AI生 成物に他人の登録意匠等が含まれ、それを利用する 行為については、従来の意匠における侵害判断と同じ く、登録意匠とAI生成物との比較を行い、物品の用 途及び機能の共通性を基準として物品が同一又は類似 と評価でき、かつ、取引者・需要者の注意を最も惹き やすい部分において構成態様を共通にしており、形態 が同一又は類似と評価できるか否かで判断を行うこと

になると考えられます。

なお、AI生成物についての意匠法による保護につ いては、自然人がAIを道具として用いて意匠の創作 に実質的に関与をしたと認められる場合には、保護さ れ得るとの見解が示されています。

4 商標権との関係

商標とは、自己の取り扱う商品・サービスを他人の ものと区別するために使用するネーミングやマークのこ とをいいます。

他人の登録商標又はそれと類似する商標が含まれ るデータをAIに学習させる行為は、商標権の効力が 及ぶ指定商品・役務についての使用に該当しないため、 商標権の効力が及びません。また、AI生成物に他人 の登録商標が含まれ、それを利用する行為については、 従来の侵害判断と同じく、商品・役務の同一・類似性 及び商標の同一・類似性により判断されます。

なお、AI生成物についての商標法による保護につ いては、商標法はそもそも自然人の創作物の保護を目 的としていないことから、商標法所定の要件を充足す れば、商標登録を受けることは可能となります。

5 不正競争防止法との関係

(1) 商品等表示に関する不正競争行為

不正競争防止法には、商品等表示に関する不正競 争行為が規定されています。他人の商品等表示として 需要者の間で広く認識されているものと同一・類似の 商品等表示を使用し、他人の商品又は営業と混同を生 じさせる行為や他人の著名な商品等表示と同一・類似 の商品等表示を使用する行為がこれに該当します。

他人の商品等表示が含まれるデータをAIに学習さ せる行為は、周知な商品等表示について「混同」を生 じさせるものではなく、また、著名な商品等表示を自 己の商品・営業の表示として使用する行為ともいえない ため、不正競争行為には該当しません。また、AI生 成物に他人の商品等表示が含まれ、それを利用する 行為は、他人の周知な商品等表示と同一・類似のもの を使用等することにより、他人の商品・営業と混同を 生じさせるか否か、自己の商品等表示として他人の著 名な商品等表示と同一・類似のものを使用等する行為 か否かによって判断されます。

(2) 商品形態模倣に関する不正競争行為

不正競争防止法には、商品形態模倣に関する不正 競争行為が規定されています。

他人の商品の形態が含まれるデータをAIに学習さ せる行為について、学習用データとしての利用は、他 人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等に該当しない ため、不正競争行為には該当しません。また、AI生 成物に他人の商品の形態が含まれ、それを利用する行 為については、実質的に同一の形態の商品といえるか どうかによって判断されます。

6 声の保護

昨今、声優をはじめとする人の声を学習させ、本人 類似の音声を生成できるAIが無断で開発されウェブ サイト上で販売され、これを購入した者が生成した音 声をウェブサイト上にアップロードするなどの事例が見 られ、「中間とりまとめ」では、声の保護についても検 討がなされています。

個人の肖像等がもつ商品の販売等を促進する顧客 吸引力を排他的に利用する権利を、パブリシティ権 といいます。「声」は「肖像」そのものではありま せんが、パブリシティ権の対象となる「肖像等」は、 あくまで本人の人物識別情報を指していますので、 「声」も含まれ得るとされています。そして、例示 ではありますが、①声自体を独立して鑑賞の対象と なる商品等として使用する場合、②商品等の差別化 のために声を商品等に付している場合、③声を商品 等の広告として使用している場合などには、「声 | についてパブリシティ権に基づく保護が可能と考え られます。

なお、「声」が肖像権として保護され得るのかという 観点も検討はされていますが、肖像権は、自己の「容 ぼう」及び「姿態」をみだりに撮影されない権利と判 例上定義されていますので、ここに「声」まで含める のは困難であるとの見解が示されています。

7 最後に

「中間とりまとめ」は法的な拘束力を持つものではな いとされていますが、生成AIと知的財産権全般に関 する関係について、一定の方向性を示すもので、いわ ばガイドラインとしての役割を果たすものになると考え られます。

AI技術は、加速度的に発展し続けており、私た ちの生活において、非常に便利で有意なものではあり ますが、様々な法的問題を孕むものでもありますので、 今後も、国の動向などについては、引き続き注視が必 要かと思います。

社会と

連



西 弁護士

1 高年齢者の就業状況

本です。 れば、 加するという現象が見られました。 より、少子高齢化社会が進む中で労働力人口は増 が労働力人口に新たに加わる流れが生じたことに のが自然でしょうが、実際には、高年齢者と女性 り、早20年が経過しようとしています。 に日本の人口は2004年から減少に転じてお 先進国の中で最も高齢化が進行しているのが日 総人口の減少に伴い労働力人口も減少する 併せて少子化も急激に進行しており、 本来であ 既

懸念されます。 ていくものと考えられています。これから先、人なってきており、これからは労働力人口も減少し 手不足がますます深刻化していくのではないかと しかしながら、 高年齢者や女性の就業率は高く

の就業者数は91万人で、60総務省の統計によると、 60 (3~64歳では74パーセン2023年の65歳以上

> で動へしょす。統計から見ると、70歳まントが就業しています。統計から見ると、70歳まパーセント、75歳以上の後期高齢者でも11パーセパーセント、70~4歳では34 で働く人が過半数を占めるというのが現状となり

2 高年齢者安定雇用法

れかの措置を導入して、65歳まで雇用することがて雇用する雇用継続制度、③定年制の廃止のいず者が希望するときは、その者を定年後も引き続い定年年齢の引き上げ、②現に雇用している高年齢 年改正によって、65歳未満の定年制度を採用しています。そして、高年齢者安定雇用法の2013 なります。現行の高年齢者安定雇用法は、定年制の安定等に関する法律(高年齢者安定雇用法)に いる全ての事業主は、2025年 を設ける場合、60歳を下回ってはならない 応して定年の最低年齢も引き上げられてきました。 の引き上げは完全に一致しているものではありま のは支給開始年齢は、制度発足当初から65歳です)。 は男女とも65歳に引き上げられました(国民年金 でしたが、厚生年金法の数次の改正を経て、 せんが、厚生年金の支給開始年齢の引き上げに呼 定年制を規律しているのは、高年齢者等の雇用 厚生年金の支給開始年齢の引き上げと定年年齢 厚生年金の支給開始年齢は制度発足当初は55歳 4月までに、 として 現在 1

義務付けられることになりました。

⑤については、導入に際して、 献事業への継続的な従事といった方法も認められ ⑤事業主が行う (又は委託等をしている) 社会貢 定年制の廃止のほかに、④継続的な業務委託契約、 雇用法の2021年改正によって、 半数代表者の同意が必要とされています。 ています。なお、創業支援等措置といわれる④と とになりました。70歳までの雇用の確保について した雇用を確保するよう努めなければならないこ さらに、義務ではありませんが、 ①定年年齢の引き上げ、 ②雇用継続制度、 過半数組合又は過 70歳まで安定 高年齢者安定

3 定年後再雇用における法的な問題

主が多いと思われます。 期間雇用契約を更新する方法を採用している事業 対応しています。 を維持し、 したが、多くの事業主は、 65歳までの雇用が義務付けられることになりま 雇用継続制度を導入することによって 雇用継続制度としては、 定年年齢としては60歳 1 年 の

そこで、 いくつかの法的問題が生じてきます。

同一労働同一賃金

一労働同一賃金)に反しないのでしょうか。げる事業主が散見されますが、均等待遇原則 ー (1) つ は、同 結論としては、 定年後の再雇用に際して賃金を引き下 定年退職前と再雇用後を比較 同

容が無効となる可能性があります。 賃金などの待遇に差が生じること自体は許容され 合理であると判断された場合、再雇用後の契約内 るとしても、 反するものとなります。定年退職前と再雇用後で、 及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する て不合理な待遇差を設けることは、短時間労働者 基本給や手当などに待遇差を設け、それが不 トタイム・有期雇用労働法)8条に違 業務内容が同じであるにもかかわら

になるのではないかと思われます。現在のところ、金の減額は不合理とはいえないと判断される傾向が強い場合、業務内容が同じであっても一定の賃金が勤続年数に応じて増加する年功的性格の要素 いえない状況にありますので、この点は事例の集容されるのか明確な判断基準が定まっているとは定年後の再雇用における待遇差がどの程度まで許 どうかが判断されることになり、定年退職前の賃 雇用であるという事情も考慮して不合理であるか 積を待ちたいと思います。 いえない状況にありますので、 るのかは一概には言えませんが、定年退職後の再 どの程度の待遇差が生じると不合理と判断され

無期労働契約への転換

後の再雇用 に転換されるのでしょう ことになっていますが(労働契約法18条)、定年 めのない労働契約(無期労働契約)に転換できる 超えたときは、 有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を の場合も5年を超えると無期労働契約 労働者の申込みにより、 期間の定

18条は適用されます 結論としては、定年後の再雇用にも労働契約法

専門的知識等を有する有期雇用労働

により、 より、 用の期間については無期労働契約に転換するため 作成し、都道府県労働局長からその計画が適当で の問題は解決されます。 の期間として算入しないとする特例が設けられて 者等に関する特別措置法(有期雇用特別措置法) も無期労働契約に転換されることはなくなり、 います。都道府県労働局長の認定を受けることに あることの認定を受けた場合には、定年後の再雇 定年後の再雇用期間が5年を超えたとして 事業主が適切な雇用管理に関する計画を Z

労働者や、 する定めをするか、無期転換となった場合の第2るためには、あらかじめ契約更新の上限を5年と 有期特措法の特例の対象外となり、都道府県労働雇用される有期雇用労働者とはいえませんので、 65歳で定年とするといったような制度)を定める定年(60歳を超えて無期労働契約となった場合は 権が発生することになります。この問題に対応す 局長の認定を受けていたとしても、 た労働者については、定年に達した後も引き続き 必要があります。 注意すべきは、 60歳を超えてから新たに有期雇用されきは、60歳前から有期雇用されている 無期転換申込 都道府県労働

年次有給休暇の計算

の付与が決定されることになるのでしょうか 食 働者に対し所定の年次有給休暇を付与しなければ ならないと定めていますが、 か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労 労働契約法39条は、 前の勤続年数も通算して年次有給休暇 雇入れの 定年後の再雇用 から起算して6 の場

暇を付与することになり、 結論としては、勤続年数を通算して年次有給休

付与するという扱いにはなりません。 から6か月間継続勤務して初めて年次有給休暇を

4

おわ

りに

数派ですが、それでも3人に1人は就業している られる時代が到来するかもしれません。 まで安定した雇用を確保するよう努力義務が定め のが現実であることからすれば、 現在のところ、 70歳を超えて働く高年齢者は少 将来的には75歳

す。いつまでも健康で文化的な生活を送りたいもので ことそのものが難しくなってくるかもしれません。 就労機会が減少し、高年齢者を安定して雇用する される日がそう遠くない時期に訪れる可能性は高 どのような未来が訪れるのか分かりませんが、 方、 そうなると人手不足は解消され、高年齢者の 多種多様な業種において生成AIが導入



労働者災害補償保険法(労災保険法)に基づき労働者に支給された療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分の取り消し訴訟について、事業主の原告適格が否定された例



最高裁判所令和6年7月4日第一小法廷判決

弁護士 柴田大樹

1. ポイント

労働者災害補償保険法(労災保険法)に基づき支給 された療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分に 関し、特定事業主は当該支給処分の取消訴訟の原告適 格を有しないと判断されました。

2. 事案の概要

X 社は、中小企業における特定保険業等を営む一般 財団法人であり、労働保険の保険料の徴収等に関する 法律(徴収法) 12条3項に基づくいわゆるメリット 制の適用を受ける事業の事業主(「特定事業主」)でした。

札幌中央労働基準監督署長は、X社の支局に勤務していた従業員Aが精神疾患を発症したとして、労災保険法に基づき、Aに対して療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分をしました。

これに対して、X 社が本件各処分の取消しを求めて 提訴しました。X 社の主張は、次のようなものになり ます。すなわち、特定事業主は、自らの事業について 業務災害保険給付等に係る支給処分(業務災害支給処 分)がされた場合、同処分の法的効果により労働保険 の保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不 利益を被るおそれがあり、同処分の取消しを求めるに つき、「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法(行 訴法)9条1項)に当たるというものです。

第1審(東京地判令和4年4月15日労判1285号39頁)では、特定事業主であるX社は、業務災害支給処分の法的効果により直接具体的な不利益を被る者とは言えないため、原告適格を有しないと判断されました。

これに対し、控訴審(東京高判令和 4年 11月 29日労判 1285 号 30 頁)では、特定事業主が自らの事業に係る業務災害支給処分により直接具体的な不利益を被るおそれがあることから、原告適格を有すると判断されました。

3. 判旨

「労災保険法は、労災保険給付の支給又は不支給の 判断を、その請求をした被災労働者等に対する行政処 分をもって行うこととしている(12条の8第2項 参照)。これは、被災労働者等の迅速かつ公正な保護 という労災保険の目的(1条参照)に照らし、労災保 険給付に係る多数の法律関係を早期に確定するととも に、専門の不服審査機関による特別の不服申立ての制 度を用意すること(38条1項)によって、被災労 働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たも のであって、特定事業の事業主の納付すべき労働保険 料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に 確定しようとするものとは解されない。仮に、労災支 給処分によって上記法律関係まで確定されるとすれば、 当該特定事業の事業主にはこれを争う機会が与えられ るべきものと解されるが、それでは、労災保険給付に 係る法律関係を早期に確定するといった労災保険法の 趣旨が損なわれることとなる。

「また、徴収法は、労災保険率について、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとした上で、特定事業の労災保険率については、基準労災保険率を基礎としつつ、特定事業ごとの労災保険給付の額に応じ、メリット収支率を介して増減し得るものとしている。これは、上記財政の均衡を保つことができる範囲内において、事業主間の公平を図るとともに、事業主による災害防止の努力を促進する趣旨のものであるところ、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額を特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とすることは、上記趣旨に反するし、客観的に支給要件を満たすものの額のみを基礎としたからといって、上記財政の均衡を欠く事態に至るとは考えられない。」

「労働保険料の額は、申告又は保険料認定処分の時に決定することができれば足り、労災支給処分によっ

てその基礎となる法律関係を確定しておくべき必要性 は見いだし難い。」

「以上によれば、特定事業について支給された労災 保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないものと解するのが相当である。そうすると、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に上記の決定に影響を及ぼすものではないから、特定事業の事業主は、その特定事業についてされた労災支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるということはできない。」

「したがって、特定事業の事業主は、上記労災支給 処分の取消訴訟の原告適格を有しないというべきであ る。」

「以上のように解したとしても、特定事業の事業主は、自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができるから、上記事業主の手続保障に欠けるところはない。」

4. 解説

原告適格とは、行政訴訟を提起する原告としての適格(資格)のことであり、原告適格を有さないと判断されれば、処分の違法性といった中身について判断されることなく、訴え却下(いわゆる門前払い)となります。ここでの問題は、ある行政処分がなされた場合において、処分の名宛人となった者ではない第三者(本件ではX社)に処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)の原告適格が認められるか否かということであり、行政訴訟ではしばしば問題となります。例えば、高速増殖炉原子炉「もんじゅ」の設置許可処分について、原子炉から一定の範囲内の地域に居住している周辺住民に原告適格を認めた裁判例(最三小判平成4年9月22日民集46巻6号1090頁)などがあります。

取消訴訟においては、「当該処分・・・の取消しを 求めるにつき法律上の利益を有する者」に限って原告 適格を有するとされており(行訴法 9 条 1 項)、「法 律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己 の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は 必然的に侵害されるおそれのある者」をいうとされて います(最三小判昭和53年3月14日民集32巻 2号211頁)。

本件においては、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」に当たるか、より具体的には、労災支給処分に基づく労災保険給付の額が特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額の決定に影響を及ぼすか否かが問題となりました。

これについて、最高裁は、労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないことを理由として、影響を及ぼすものではないと判示しました。

したがって、事業主としては、客観的に支給要件を 満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことによ り労働保険料が増額されたことを主張する場合には、 支給決定の取消訴訟ではなく、自己に対する保険料認 定処分に対する不服申立て又はその取消訴訟において 主張していくこととなります。

23 22

今回は、多くの方が関係ある「高血圧症」を取り上げたいと思います。

血圧の正常値は、収縮期:120mmHg未満、かつ拡張期;80mm Hg未満ですが、状況により大きく変化しやすく、起床時(排尿・排便後、食事前)と就寝前(入浴後1時間以上経過)の決まった時間に測定することが大切です。心臓と同じ高さ、正しい姿勢で、カフは素肌もしくは薄手の下着の状態で巻き、腕の力を抜き測ります。血圧は変動しやすいので、何度か測定することが必要です。収縮期140m mHg以上、あるいは拡張期90mmHg以上であれば高血圧ですが、繰り返し測り、繰り返し高い場合は「高血圧症」となります。

家庭で測定することも大事で、自己測定が勧められます。血圧計 (手首式、上腕式)は、1万円前後で市販されていますが、動脈硬化のある方は上腕式がお勧めです。家庭での血圧は、病院よりも5mm Hg低いことが多く、治療基準値も一5mmHgです。例えば、140/90 以下の目標が、135/85以下となります。

目標値は、年齢(75歳未満か、75歳以上か)、合併している他疾病(冠動脈・脳血管疾患、糖尿病、腎臓病など)の状態などによって定められます。血圧を下げるためには、日常生活の改善が基本で、以下に

留意点を列挙します。

- 1) 減塩すること。1日6g未満を目標にしますが、大抵は取りすぎです。
- 2) 肥満を避ける。20歳頃の体重を目指しますが、徐々に減量が望ましいです。
- 3) 喫煙は避ける。タバコは、血管を収縮させ血圧を上げ、動脈硬化症を促進します。
- 4) 飲酒を控える。適量(缶ビールなら1缶、日本酒なら1合程度)を守ること。
- 5) 十分な睡眠と休養を取るように。夜更かしは禁物です。
- 6) 寒さに気をつける。温度差が5度以上にならない ように気を付ける(脱衣の時など)。
- 7) 入浴時の温度変化(血圧変化)にも気をつける。入 浴直後(とくに熱い時)は血圧が上がり、入浴中に 血圧が徐々に下がるので、入浴後の起立性低血圧 に注意。
- 8) 軽い運動は勧められますが、動脈硬化症のある方は、主治医に相談ください。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談 CONSul@umegae.gr.jp

渡邊 雅文

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

- □ 大阪事務所/大阪市北区西天満4丁目3番25号 〒530-0047 梅田プラザビル4階 TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074
- □ 東京事務所/東京都港区西新橋3丁目6番10号 〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302 TEL 03 (5408) 6737 FAX 03 (5408) 6738
- □ 京都事務所/京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地 〒600-8491 オフィスワン四条鳥丸1002号室

TEL 075 (353) 5375 FAX 075 (353) 5374

e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかにご対応をさせて頂きます。宜しくお願い申し上げます。

題 字:藤尾 政弘 表紙写真撮影者:山田 庸男 表紙写真撮影場所:岩手県北山崎 山田 庸男 t-yamada@umegae.gr.jp 林 醇 a-hayashi@umegae.gr.jp 中世古裕之 h-nakaseko@umegae.gr.jp 西村 勇作 nisimura@umegae.gr.jp 三好 吉安 miyoshi@umegae.gr.jp 大森 別 omori@umegae.gr.jp 越知 覚子 ochi@umegae.gr.jp 松嶋 依子 matsushima@umegae.gr.jp 氏家直紀子 ujiie@umegae.gr.jp 岩田 和久 iwata@umegae.gr.jp 瑛史 mori@umegae.gr.jp 甲斐 一真 kai@umegae.gr.jp 剛 koida@umegae.gr.jp 松久 僚成 matsuhisa@umegae.gr.jp 才木 晴幹 saiki@umegae.gr.jp 映穂 tsuji@umegae.gr.jp 森田 啓正 morita@umegae.gr.jp

m-watanabe@umegae.gr.jp 森 浩史 h-mori@umegae.gr.jp 大東 恭治 ohigashi@umegae.gr.jp 二宮 誠行 ninomiya@umegae.gr.jp 増田 広充 masuda@umegae.gr.jp 細川 敬章 hosokawa@umegae.gr.jp 河合 順子 j-kawai@umegae.gr.jp 松尾 友寛 matsuo@umegae.gr.jp 友宏 林 hayashi@umegae.gr.jp 犬飼 一博 inukai@umegae.gr.jp 渡部真樹子 watanabe@umegae.gr.jp 上杉 将文 uesugi@umegae.gr.jp 日下部太一 kusakabe@umegae.gr.jp 柴田 大樹 shibata@umegae.gr.jp 杉野 龍太 sugino@umegae.gr.jp 久井 大輝 hisai@umegae.gr.jp 祐 fukaya@umegae.gr.jp

公益財団法人きずな育英基金

TEL 06-6364-2802 https://kizuna-ikuei.or.jp/

事務局 / 〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 公益財団法人 きずな育英基金

- 振込口座 -

□ 三菱UF J 銀行
□ 池田泉州銀行
□ ゆうちょ銀行

大阪中央支店 堂島支店 四一八支店 普通預金 0175756 普通預金 106036 普通預金 4878695 財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいききん 財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいききん 財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいききん